

国民健康保険

加入する方

Qwb 041

○国保年金課 ☎03-5654-8210

葛飾区に住民登録をしている74歳までの方で、他 の健康保険に加入していない方や他の健康保険の被 扶養者となることができない方(生活保護を受けてい る方を除く)は、葛飾区の国民健康保険に加入しなけ ればなりません。

届け出・手続き

Qwb 042

○国保年金課 ☎03-5654-8210

下表のようなときは、世帯主または世帯員の方が事 由が発生してから14日以内に届け出をしてくださ

い。同一世帯でない方の加入や変更の届け出には、委 任状が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

高齢受給者証

Qwb 043

○国保年金課 ☎03-5654-8210

国民健康保険の加入者で70歳以上の方に、70歳の 誕生月の翌月1日(誕生日が1日の方は誕生月)から 後期高齢者医療制度に移行する(75歳の誕生日)ま で、高齢受給者証が交付されます。届け出は不要で す。該当する方には、70歳の誕生月(誕生日が1日の 方は前月)の末日までに、普通郵便で世帯主宛てにお 送りします。医療機関を受診する際は、国民健康保険 証と高齢受給者証の両方をお持ちください。

国4	まに入るとき・やめるとき	届け出に必要なもの	窓口	
	葛飾区に転入し、引き続き国保 に加入するとき	必要なものはありません。転入の届け出の際に、加入をお申し	戸籍住民課※1 国保年金課 区民事務所	
国保に	職場の健康保険をやめた、扶養 家族でなくなったとき	職場の健康保険をやめた日付を証明できるもの(資格喪失証明書または退職証明書、離職票など)、扶養でなくなった日付を証明できるもの(被扶養者資格喪失証明書など)		
入るとき	生活保護を受けなくなったとき 国保加入者に子どもが生まれた とき	保護廃止決定通知書または保護停止決定通知書 必要なものはありません。出生届の際に、加入をお申し出ください(出産育児一時金については88ページをご覧ください)。	国保年金課区民事務所※2	
	職場の健康保険に加入していな い外国籍の方が住民基本台帳に 登録されたとき	パスポート、在留カード、特別永住者証明書などをお持ちください。在留資格が「特定活動」の場合は「指定書」が必要です。		
	葛飾区外へ転出するとき	葛飾区の国民健康保険証※3		
国 伊友	職場の健康保険に加入したと き、扶養家族になったとき	葛飾区の国民健康保険証・職場の健康保険に加入した日付(扶養認定された日付)を証明できるもの(職場の健康保険証または資格取得証明書など)※3	- 国保任全理	
国保を やめるとき	生活保護を受けるようになった とき	葛飾区の国民健康保険証・保護開始決定通知書または保護変更 決定通知書(保護受給証明書でも可)※3		
	国保加入者が死亡したとき	亡くなられた方(世帯主が亡くなられた場合は世帯員全員)の 葛飾区の国民健康保険証(葬祭費については88ページをご覧 ください)※3		
その他	区内で住所が変わったとき 世帯主・被保険者の氏名が変 わったとき	葛飾区の国民健康保険証(変更になる方全員分)※3	戸籍住民課※1 国保年金課	
	世帯合併・世帯分離・世帯主変更したとき		区民事務所	

- ▷国民健康保険に加入するとき、世帯主が葛飾区の国民健康保険以外の保険に加入しているときは、その保険の種類と扶 養に入れない理由をお尋ねします。
- ▷国民健康保険証は原則として、簡易書留郵便でお送りします。令和6年12月2日以降は資格情報のお知らせまたは資格確 認書をお送りする予定です。窓口での即日交付を希望する世帯主または世帯員の方は、マイナンバーカード、運転免許 証、パスポートなどの本人確認書類をお持ちください。原則として、本人確認書類の写しを取らせていただきます。
- ▷国保の届け出の際に、マイナンバーの確認と本人確認をさせていただきます。マイナンバーを確認できる書類の原本(マ イナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載がある住民票)と本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、 パスポートなど)をお持ちください。
- ▷高齢受給者証をお持ちの方(70歳以上75歳未満の方)は、高齢受給者証もお持ちください。
- ▷外国籍の方の加入は、原則として在留期間が3カ月を超えていて住民登録をしていることが必要です。この条件に該当し ていても加入できない場合があります。
- ※1 戸籍住民課では一部取り扱えない届け出があります。
- ※2 出産育児一時金・葬祭費の手続きは、国保年金課のみの受け付けとなります。
- ※3 (令和6年12月2日以降の取り扱い(予定))国民健康保険証または資格確認書(お持ちの場合)



給付内容

Qwb 044

○国保年金課 ☎03-5654-8212

国保加入者は医療機関などで診療を受けるときに、必ず国民健康保険証(70歳以上の方は高齢受給者証も一緒 に)またはマイナンバーカードなどを提示してください。

	内容		
療養の給付	病気やケガで通院・入院した際の一部負担金割合 ○未就学児 医療費の2割 ○就学児以上70歳未満の方 医療費の3割 ○70歳以上75歳未満の方 医療費の2割または3割		
受けられる診療	①医師や歯科医師の診療 ②処置や手術などの治療 ③薬剤や治療材料の支給 ④訪問看護 ⑤入院		
療養費	次のような場合の診療費や補装具代金などを立て替えて支払ったときは、区が認めたものに限り、保険診療の基準で算定した額の7~8割を支給します。		
移送費	病気やケガで移動が著しく困難な方が、医師の指示により緊急やむを得ず移送を行った場合に要した費用が対象です。審査の結果、葛飾区が必要と認めた場合に支給します。		
出産育児一時金	出産(妊娠85日以上(12週を超えるもの)で死産・流産を含む)をしたときに、出産児一人につき50万円を支給します。		
葬祭費	死亡したとき、葬儀を行い葬儀費用を支払った方に7万円を支給します。		
高額療養費	医療機関などに支払った医療費の合計が、自己負担限度額(表 I・II 参照)を超えた場合に、超えた額を高額療養費として支給します。 【高額療養費の計算対象となる医療費】 次の①~⑤の項目ごとに、保険適用される医療費が対象です。 ①受診月ごと ②受診者ごと ③医療機関ごと ④入院・外来・医科・歯科ごと ⑤70歳未満の方は①~④の項目ごとに2万1,000円以上の支払いがあった医療費		

- ▷国保の加入届け出が遅れると、その間にかかった医療費は全額自己負担になりますのでご注意ください。
- ▷国保の喪失届け出が遅れ、誤って葛飾区国民健康保険証を使って診療を受けてしまったときは、国保から支払われた医 療費を返納していただく場合があります。
- ▷各手続きに必要な書類などについては、国保年金課へお問い合わせください。

表I 70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

適用区分	所得区分(旧ただし書き所得)	自己負担限度額	
迪州	別侍込力(旧だたし書き別侍)	日本学院 日本学院	多数該当
ア	901万円超および未申告	25万2,600円+(医療費総額-84万2,000円)×1%	14万100円
1	600万円超~901万円以下	16万7,400円+(医療費総額-55万8,000円)×1%	9万3,000円
ウ	210万円超~600万円以下	8万100円+(医療費総額-26万7,000円)×1%	4万4,400円
I	210万円以下	5万7,600円	4万4,400円
オ	住民税非課税	3万5,400円	2万4,600円

表Ⅱ 70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)

		自己負担限度額					
	所得区分(課税所得)	外来	外来+入院 (世帯単位)				
		(個人ごと)		多数該当			
現役並みⅢ	690万円以上	25万2,600円+(医療費総	25万2,600円+(医療費総額-84万2,000円)×1%				
現役並み 🛘 380万円以上690万円未満		16万7,400円+(医療費総額-55万8,000円)×1%		9万3,000円			
現役並み I 145万円以上380万円未満		8万100円+(医療費絲	額-26万7,000円)×1%	4万4,400円			
一般 145万円未満および未申告		1万8,000円 (年間14万4,000円上限)	5万7,600円	4万4,400円			
低所得Ⅱ		0.000	2万4,600円				
低所得 I	住民税非課税	8,000円	1万5,000円				

高額医療・高額介護合算制度

○国保年金課 ☎03-5654-8212

国民健康保険と介護保険の一部負担金を合算し て、1年間(8月1日~翌年7月31日)で自己負担限度 額(年額)を超えた場合に、超えた金額を支給します。

宫頦介謹合質唇養費白己負扣限度類(年間)

	可以							
適用 区分	所得区分(※1)	70歳未満		所得	所得区分(※1)			
ア				現役並み Ⅲ	課税所得 690万円以上	212万円		
イ	および未申告 旧ただし書き所得 600万円超〜	141万円		現役並み II	課税所得 380万円以上 690万円未満	141万円		
ゥ	901万円以下 旧ただし書き所得 210万円超〜	67万円		現役並み I	課税所得 145万円以上 380万円未満	67万円		
エ	600万円以下 旧ただし書き所得 210万円以下	60万円		一般	課税所得 145万円未満 および未申告	56万円		
オ	住民税非課税	34万円		低所得Ⅱ	住民税非課税	31万円		
				低所得 I	江上に行れる子は木代	19万円		

(※1)所得区分の判定は、計算期間の末日(1~7月の場合は前々年、8~12月の 場合は前年)の所得により行います。

保険料の支払い

Qwb 046

○収納対策課 ☎03-5654-8186

国民健康保険加入者で介護保険第2号被保険者 (40歳以上65歳未満)の介護(保険)納付金もあわせ て賦課・収納をしています。

口座振替

手続きについては、便利な納付方法(85・86ペー ジ)をご覧ください。

納付書

区役所から年1回送付します。金融機関やゆうちょ 銀行・郵便局、コンビニエンスストア、収納対策課、区 民事務所、区民サービスコーナーの窓口で納めるこ とができます。窓口以外での支払方法については、 86ページをご覧ください。

年金からの天引き(特別徴収)

原則として、世帯内の国保加入者全員が65歳以上 75歳未満の世帯の世帯主(国保加入者でない世帯主 を除く)で、年額18万円以上の公的年金を受給して いる方が対象です。ただし、手続きにより、口座振替 で納付することもできます。

保険料の減免

Qwb 048

○国保年金課 ☎03-5654-8210

災害、病気などの特別な事情によって保険料が納 められなくなった世帯で、一定の基準に該当した場 合、一定期間の保険料を減額・免除できる制度です。

産前産後期間に係る保険料の免除

Qwb 744

○国保年金課 ☎03-5654-8210

令和5年11月1日以降に出産(予定含む)した被保 険者の4カ月相当分(出産予定月の前月から出産予 定月の翌々月まで)の国民健康保険料が免除される

制度です(多胎妊娠の場合は6カ月相当分)。詳しい 免除内容、届け出方法はお問い合わせください。

非自発的失業者に係る保険料軽減 Qwb 047

○国保年金課 ☎03-5654-8210

倒産や解雇などの理由により離職した、雇用保険 の「特定受給資格者」および「特定理由離職者」の方を 対象にした国民健康保険料の軽減制度です。詳しい 軽減内容、届け出方法はお問い合わせください。

·部負担金の限度額適用

Qwb 049

○国保年金課 ☎03-5654-8212

国民健康保険に加入している70歳未満の方で、保 険料を滞納していない世帯の方には、申請により「限 度額適用認定証 | を交付します。医療機関に提示する ことで、一部負担金が自己負担限度額までとなりま す。

また、70歳以上75歳未満の方で、表Ⅱ(88ページ) の適用区分「現役並み II・I」の方には「限度額適用認 定証1、住民税非課税世帯の方には、「限度額適用・標 準負担額減額認定証」を申請により交付します。医療 機関に提示することで、一部負担金が自己負担限度 額までとなります。

入院時の食事療養費の減額

Qwb 049

○国保年金課 ☎03-5654-8212

国民健康保険に加入していて、住民税非課税世帯 の方には、申請により「限度額適用・標準負担額減額 認定証」を交付します。医療機関に提示することによ り、入院時の食事代が減額されます。

減額対象者で過去1年間の入院日数が90日を超え た方は、申請により、翌月1日から入院時の食事代が さらに減額されます。

部負担金の減額免除

○国保年金課 ☎03-5654-8212

国民健康保険に加入している方で、災害や特別な 事情により、医療費の支払いにお困りの方は、ご相談 ください。

医療費の貸付

Qwb 052

◇国保年金課 ☎03-5654-8212

入院などで、自己負担限度額を超える医療費負担 が発生する場合、無利子で、高額療養費(88ページ) 支給見込み額の約9割までの金額をお貸しします。

医療機関が承諾した場合は、保険者から直接医療 機関に支払います。

結核医療給付金

Qwb 054

□国保年金課 ☎03-5654-8212

感染症の予防および感染症の患者に対する医療に 関する法律に基づく医療給付を受けている方は、結核 医療にかかる一部負担金が医療費の5%となります。

住民税が非課税(18歳未満の場合は、世帯主が非課 税)の方は、申請により自己負担分が返金されます。

【申請書配布・受付】

保健予防課、保健センター(68ページ)

精神医療給付金

Qwb 055

□国保年金課 ☎03-5654-8212

自立支援医療費制度に基づく医療給付を受けてい る方は、その疾病にかかる通院分の一部負担金が医 療費の10%となります。

住民税非課税世帯の方は、申請により自己負担分 が返金されます。

【申請書配布·受付】

保健予防課、保健センター(68ページ)

後期高齢者医療制度

対象となる方

Qwb 056

○国保年金課 ☎03-5654-8528

75歳以上の方、または一定の障害があると認定さ れた65歳以上75歳未満の方を対象とする医療制度 です。75歳になると国民健康保険や社会保険を脱退 して後期高齢者医療制度に自動的に加入となりま す。65歳以上で一定の障害がある方で加入を希望す る方は、申請が必要です。なお、過去にさかのぼって の加入や撤回はできません。

後期高齢者医療被保険者証

◆国保年金課 ☎03-5654-8528 (Qwb 056)

75歳になる方には、誕生日からご使用いただく後 期高齢者医療被保険者証を誕生日の前月中旬ごろに 特定記録郵便でお送りします(手続きは不要です)。

令和6年12月2日以降は資格情報のお知らせまた は資格確認書をお送りする予定です。

医療機関での一部負担金の割合は、前年の所得状 況により、毎年8月に決定します。

次の場合は、手続きが必要です。

I	こんなときは		手続きに必要なものなど	窓口
被被		65歳以上75歳未満で一定の障害がある 方で障害の認定に係る申請をするとき	障害の状態を証明できる書類(国民年金証書・身体障害者 手帳など)・現在お持ちの健康保険証	国保年金課
	対象となるとき(被保険者となるとき)	葛飾区に転入してきたとき	東京都外からの転入の場合、後期高齢者医療負担区分等 証明書(以前住んでいた区市町村で受け取ってください)	戸籍住民課※1 国保年金課 区民事務所
	きとき)	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書	国保年金課 区民事務所
	(被 対保	葛飾区外へ転出するとき	後期高齢者医療被保険者証※2	戸籍住民課※1 国保年金課 区民事務所
	対象から外れる(被保険者でなく	65歳以上75歳未満の方で、一定の障害の 状態に該当しなくなったとき、または本 人から障害の認定に係る申請を撤回する 旨の申し出があったとき	後期高齢者医療被保険者証※2	国保年金課
	外れるとき	生活保護を受けるようになったとき	後期高齢者医療被保険者証※2·生活保護開始決定通知書	国保年金課 区民事務所
	時	死亡したとき (葬祭費が支給されます)	葬祭費については91ページをご覧ください	国保年金課
	その	区内で住所が変わったとき	後期高齢者医療被保険者証※2	戸籍住民課※1 国保年金課 区民事務所
	か	後期高齢者医療被保険者証を 紛失したとき (再交付できます)	保険証は特定記録郵便で郵送します。即日交付を希望する方は本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)が必要です。	国保年金課 区民事務所

一部取り扱えない手続きがあります。

※2 (令和6年12月2日以降の取り扱い(予定))後期高齢者医療被保険者証または資格確認書(お持ちの場合)



Qwb 060

○国保年金課 ☎03-5654-8212

	4 6		
	内 容		
療養の給付	病気やケガで通院・入院した際の一部負担金割合 ▷現役並み所得の方 医療費の3割 ▷上記以外の方 医療費の1割または2割		
後期高齢者医療で 受けられる診療	①医師や歯科医師の診療 ②処置や手術などの治療 ③薬剤や治療材料の支給 ④訪問看護 ⑤入院		
療養費	次のような場合の診療費や補装具代金などを立て替えて支払ったときは、東京都後期高齢者医療広域連合が認めたものに限り、保険診療の基準で算定した額の7割、8割または9割を支給します。 > 緊急その他やむを得ない理由で、保険証を持たずに診療を受けたとき > はり・きゅう・あんま・マッサージ・柔道整復師の施術を受けたとき > コルセットなどの治療用装具をつくったとき > 輸血のための生血を求めたとき > 海外旅行中などに急病やケガで医師の診療を受けたとき		
移送費	病気やケガで移動が著しく困難な方が、医師の指示により緊急やむを得ず病院を転院した場合などの移送に要した費用が対象です。審査の結果、東京都後期高齢者医療広域連合が必要と認めた場合に支給します。		
葬祭費	後期高齢者医療制度に加入している方が死亡したとき、葬儀を行い葬儀費用を支払った方に70,000円を支給します。		
高額療養費	医療機関などに支払った医療費の合計が、自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を高額医療費として支給します。自己負担限度額は下の表を参照してください。 【75歳到達月の自己負担限度額の特例(1日生まれの方を除く)】 75歳の誕生日月については、他の健康保険・後期高齢者医療保険の自己負担限度額をそれぞれ2分の1の額として高額療養費を計算します。		

各手続きに必要な書類などについては、国保年金課へお問い合わせください。

負担 割合	所得区分(課税所得)		外来 + 入院(世帯ごと)の限度額		
	現役並み II (690万円以上)		25万2,600円+(10割の医療費-84万2,000円)×1% 〈14万100円〉※1		
3割	現役並み II (3	80万円以上)	16万7,400円+(10割の医療費-55万8,000円)×1%〈9万3,000円〉※1		
	現役並み I (145万円以上)		8万100円+(10割の医療費-26万7,000円)×1%〈4万4,400円〉※1		
2割	一般Ⅱ		6,000円+(10割の医療費-3万円)× 10%または1万8,000円のいずれか低い方 〈合計上限14万4,000円/年〉	5万7,600円〈4万4,400円〉※ 1	
	一般 I		1万8,000円※2	5万7,600円〈4万4,400円〉※ 1	
1割	住民税非課	区分Ⅱ	8 000M	2万4,600円	
	税世帯 区分 I	区分I	8,000円	1万5,000円	

- ※1 過去12カ月間に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降は上限額が適用されます。 ※2 合計額に、年間14万4,000円の上限が設けられました。

一部負担金の限度額適用

○国保年金課 ☎03-5654-8212

後期高齢者医療制度に加入していて、住民税非課税 世帯の方には、申請により「限度額適用・標準負担額減 額認定証」を交付します。また一部負担割合が3割で課 税所得690万円未満の被保険者がいる世帯は「限度額 適用認定証」を交付します。医療機関に提示すること で、一部負担金が自己負担限度額までとなります。

高額医療・高額介護合算制度

○国保年金課 ☎03-5654-8212

後期高齢者医療と介護保険の一部負担金を合算 し、1年間(8月1日~翌年7月31日)で自己負担限度 額(年額)を超えた場合は、超えた額を申請により支 給します。

負担 割合	所得区 (上の		自己負担限度額 の合算額
	現役並。 課税所得690		212万円
3割	現役並み II 課税所得380万円以上		141万円
	現役並み I 課税所得145万円以上		67万円
2割	一般Ⅱ		56万円
	一般	I	56万円
1割	住民税非課	区分Ⅱ	31万円
	税世帯	区分 I	19万円

一部負担金の減額免除

○国保年金課 ☎03-5654-8212

後期高齢者医療制度に加入していて、災害や特別 な事情により、医療費の支払いにお困りの方は、ご相 談ください。

保険料の減額免除

○国保年金課 ☎03-5654-8528

災害、病気などの特別な事情によって保険料を納 めることが困難になった被保険者またはその属する 世帯の世帯主が、一定の基準に該当した場合、一定期 間の保険料を減額・免除できる制度です。

入院時の食事療養費の減額

Qwb 060

○国保年金課 ☎03-5654-8212

後期高齢者医療制度に加入していて、住民税非課 税世帯の方には、申請により「限度額適用・標準負担 額減額認定証 | を交付します。医療機関に提示するこ とで、食事(生活)療養費の減額が受けられます。

所得区分がⅡの期間中の入院日数が90日を超え る場合、申請により翌月1日から入院時の食事代がさ らに減額されます。

保険料の支払い

Qwb 064

○収納対策課 ☎03-5654-8186

原則、年金からの天引き(特別徴収)となります(手 続きにより、口座振替でも納付できます)。年金の受 給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高 齢者医療保険料の合計が年金受給額の2分の1を超 える方は、納付書による納付(普通徴収)となります。 金融機関やゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスス トア、収納対策課、区民事務所、区民サービスコー ナーで納めることができます。

口座振替も利用できます。手続きについては、便利 な納付方法(85・86ページ)をご覧ください。

国民年金

加入する方

Qwb 066

○国保年金課 ☎03-5654-8214

必ず加入しなければならない方(強制加入)

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方

【第1号被保険者】

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者、農 業・漁業者・学生および無職の方など

保険料は、ご自身で納めなければなりません。

【第2号被保険者】

職場の年金(厚生年金や共済組合)に加入している方 の保険料は、厚生年金保険料などに含まれています。

【第3号被保険者】

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未 満の配偶者

保険料は、厚生年金や共済組合が負担しますので、 ご自身で納める必要はありません。

希望で加入できる方(任意加入)

- ▷60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金の受給資格期 間を満たしていないか、満額の年金に満たない方
- ▷65歳以上70歳未満で、老齢基礎年金の受給資格期 間を満たしていない方(昭和40年4月1日以前に生 まれた方に限ります)
- ▷外国に住んでいる20歳以上65歳未満の日本国籍 の方

国民年金の加入の手続き Qwb 067

○国保年金課 ☎03-5654-8214

会社などを退職したときや配偶者の扶養でなく なったときは加入の手続きが必要です。

本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証な ど)・年金手帳(基礎年金番号通知書)・退職証明書な ど退職日が分かるものをお持ちになり、国保年金課 または区民事務所で手続きしてください。

付加年金

○国保年金課 ☎03-5654-8214

第1号被保険者(任意加入被保険者も含む)で、受給 する年金額を増やしたい方には、月額400円増額し て納める付加年金制度があります。加入は申し出の 月からになります。

希望する方は、本人確認書類(マイナンバーカー ド・運転免許証など)・年金手帳(基礎年金番号通知 書)をお持ちになり、国保年金課または区民事務所で 手続きしてください。

保険料の支払い

Qwb 069

◆葛飾年金事務所 立石3-7-3 ☎03-3695-2181

区では納付できません。年金事務所から送付され る納付書で納付してください。

保険料を先に納める「前納制度」を利用すると、定 額保険料よりも月額が安くなります。

口座振替やクレジットカード、スマートフォンア プリを利用して納付することもできます。

保険料の免除制度など

Qwb 070

○国保年金課 ☎03-5654-8214

国民年金保険料免除•納付猶予

国民年金保険料を納付することが経済的に困難な 方は、申請者本人・配偶者・世帯主のそれぞれの方の 前年所得が一定額以下または特例的な事由に該当す る場合、申請により承認を受けると納付が「全額免 除」、「一部免除(一部納付)」、または「納付猶予」され る制度です。

国民年金保険料学生納付特例

1年以上大学、短期大学、高等学校、専門学校などに 在学する学生の方で、国民年金保険料を納付するこ とが経済的に困難な方は、申請者本人の前年所得が 一定額以下または特例的な事由に該当する場合、申 請により承認を受けると納付が猶予されます。

国民年金保険料法定免除

生活保護法による生活扶助、障害年金(1級、2級) を受けている方などは、届出により該当期間の納付 が免除されます。

産前産後期間の国民年金保険料免除

国民年金第1号被保険者が出産する際に、産前産後 の一定期間の納付が免除されます。

国民年金保険料の追納

● 募飾年金事務所 立石3-7-3 ☎03-3695-2181

免除などの承認をされた後で、国民年金保険料を 納めることができるようになったとき、10年以内の 期間であればさかのぼって納付することができま す。ただし、3年度目以降に追納する場合は、当時の保 険料に加算額が付きます。

給付内容

Qwb 073

- ○国保年金課 ☎03-5654-8214
- ◇葛飾年金事務所 立石3-7-3 ☎03-3695-2181

給付の種類は下表のとおりです。

種類	受給要件
老齢基礎年金	10年以上の受給資格期間(※1)を満たした方が65歳から(※2)受給できます。 ※1 受給資格期間とは、保険料納付済期間・保険料全額免除期間・保険料一部免除承認期間で一部 納付済期間などです。 ※2 繰上げ・繰下げ請求もできます。
障害基礎年金	国民年金の加入中に初診のある病気やケガで一定の障害の状態になった場合で、所定の保険料納付要件を満たした方が受け取ることができます。20歳前に初診日がある方は、本人の所得制限があります。
遺族基礎年金	一定期間以上、保険料を納付(免除期間も含む)した方が亡くなったときに、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者または子に支給されます。 子は18歳到達年度の末日までの間にある方(障害のある子は20歳未満)です。
寡婦年金	国民年金第1号被保険者としての納付が120月以上(保険料免除期間も含む)ある夫が、なにも年金を受けずに亡くなったとき、10年以上婚姻関係にあった妻に60~65歳まで支給されます。
死亡一時金	国民年金第1号被保険者として36月以上保険料を納めた方がいずれの年金も受けずに亡くなったとき、一定の遺族の方に支給されます。
特別障害給付金	次のいずれかに当てはまり、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、65歳に達するまでに障害基礎年金1・2級相当の障害の状態となった方 ○平成3年3月31日以前に任意加入対象の学生の方 ○昭和61年3月31日以前に厚生年金・共済組合などの加入者等に扶養されていた配偶者
脱退一時金	国民年金第1号被保険者として保険料を6月以上納付し、受給資格期間がないまま日本国内に住所 を有しなくなった外国人が、2年以内に請求を行えば支給されます。
未支給年金	亡くなった方が、受け取っていない年金があるときや、亡くなった日以降に振り込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金があるときは、亡くなった方と生計を同じくしていた遺族の方に支給されます。

年金生活者支援給付金

- ○国保年金課 ☎03-5654-8214
- ○葛飾年金事務所 立石3-7-3 ☎03-3695-2181

年金収入などが一定基準以下の年金生活者の方へ 年金に上乗せして支給されます。

【問い合わせ】

- ○給付金専用ダイヤル
 - **2**0570-05-4092
 - ☎03-5539-2216(050で始まる電話番号の場合)

厚生年金•恩給

厚生年金・健康保険(協会けんぽ)

○葛飾年金事務所 立石3-7-3 ☎03-3695-2181

株式会社などの法人事業所で働くすべての人は厚 生年金・健康保険に加入することが義務付けられて います。加入するためには、会社や工場などの事業所 を単位とした加入手続きが必要です。

健康保険の給付に関する問い合わせ

○全国健康保険協会東京支部 中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階 **203-6853-6111**

恩給

Qwb 076

受給している恩給に関する相談

○総務省恩給相談窓口 ☎03-5273-1400

恩給(新規)、軍歴証明

○東京都福祉保健局計画課 ☎03-5320-4078

遺族年金•遺族給付金

○厚生労働省社会・援護局援護・業務課 ☎03-5253-1111

戦没者の遺族の方への特別給付金・特別弔慰金

○福祉管理課 ☎03-5654-8244